

# 高知県山地災害防止事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則という。」）第24条の規定に基づき高知県山地災害防止事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (補助の目的)

第2条 県は、山地災害危険地対策の一環として、山地の災害を防止し、民生の安定を図るため、市町村が行う山地災害防止事業（以下「補助事業」という。）に要する経費（本工事費及び附帯工事費。以下「工事費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

## (補助事業の対象)

第3条 補助事業は、高知県地域防災計画に掲げる林野庁所管の山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区又は地すべり危険地区において次に掲げる要件に適合し、1箇所の工事費が100万円以上であるものを対象とする。

- (1) 山林地帯におけるもの
- (2) 天然現象によるもの
- (3) 崩壊地又は崩壊のおそれがあるもの
- (4) 公共の利害に密接な関係を有するもの
- (5) 民生安定上放置し難いもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めるもの

## (適用除外)

第4条 前条に規定するもののほか、次に掲げる事項に該当するときは、この要綱による補助の対象とはならないものとする。

- (1) 鉱石又は土石の採取、土地造成等明らかに人為的な原因に基づくもの
- (2) 工事の費用に比してその効果の著しく少ないもの
- (3) 国庫補助の対象となる事業

## (補助率)

第5条 補助事業に対する補助率は、2分の1以内とする。

## (補助事業計画書)

第6条 補助事業を実施しようとする市町村は、別に定める日までに別記第1号様式による事業計画書を所轄の林業事務所を経由して知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の事業計画書を受領したときは、その内容の審査及び現地調査等により当該事業の適否を決定し、これを適当と認めたときは、その補助金の額を市町村に通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた市町村は、当該通知の額を超えることになる事業計画の変更、又は廃止しようと

するときは、あらかじめ別記第2号様式による事業変更計画書を所轄の林業事務所を経由して知事に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金の交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の規定により補助金の交付を申請しようとする市町村は、別記第3号様式による補助金交付申請書を所轄の林業事務所長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の通知)

第8条 知事は、規則第3条及び前条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助の条件)

第9条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る規則、要綱の規定等に従うこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図ること。
- (4) 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けること。
- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (6) 別記第4号様式による施設台帳に登載し、整理すること。
- (7) 施設の管理規定を定めて、維持管理すること。
- (8) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取り扱いに準じて行わなければならないこと。

(着手届)

第10条 市町村は、事業に着手したときは、別記第5号様式による着手届を所轄の林業事務所長に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第11条 補助金の交付の決定を受けた市町村は、補助事業を変更し、又は廃止しようとする場合は、事前に別記第6号様式による補助金変更(廃止)承認申請書を所轄の林業事務所長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 実施事業の廃止
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更

(一時中止又は工期の延長及び再着手)

第12条 市町村は、補助事業を一時中止する場合は別記第7号様式により、工期を延長した場合は別記第8号様式により、補助事業に再着手した場合は別記第9号様式により、それぞれ遅滞なく所轄の林業事務所長に届け出なければならない。

(概算払)

第13条 規則第14条ただし書の規定に基づき、概算払を受けようとする市町村は、別記第10号様式による概算払請求書を所轄の林業事務所長に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第11号様式によるものとし、補助事業が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに所轄の林業事務所長に提出しなければならない。

(繰越承認申請)

第15条 市町村は、補助金の交付の決定があった年度内に事業を完了しなければならない。ただし、不測の事由により年度内の完了が見込めなくなったときは、事前に別記第12号様式による繰越承認申請書を提出し、林業事務所長の承認を受けなければならない。

(グリーン購入)

第16条 市町村は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第17条 市町村は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報公開)

第18条 補助金の交付の決定通知を受けた市町村に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は昭和49年4月1日から施行する。

(失効期限等)

- 2 この要綱は令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条及び第18条の規定は、同日以降もなお効力を有する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年5月7日から施行する。

この要綱は、平成22年4月5日から施行する。

この要綱は、平成26年4月3日から施行する。

この要綱は、平成30年11月27日から施行する。

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表（第9条関係）

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第6条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

## 令和 年度高知県山地災害防止事業計画書

このことについては、高知県山地災害防止事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、添付書類を添えて提出します。

### 添付書類

事業箇所別実施計画表	(別紙のとおり)
位置図	(50,000分の1)
平面図	(5,000分の1)
工種配置図	(別紙のとおり)
縦断図	(別紙のとおり)
構造図	(別紙のとおり)
状況写真	(別紙のとおり)

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県山地災害防止事業変更計画書

令和 年 月 日付け 第 号で提出した令和 年度高知県山地災害防止事業計画書を変更（廃止）したいので、高知県山地災害防止事業費補助金交付要綱第6条第3項の規定により、提出します。

添付書類

事業箇所別実施計画表	(別紙のとおり)
位置図	(50,000分の1)
平面図	(5,000分の1)
工種配置図	(別紙のとおり)
縦断図	(別紙のとおり)
構造図	(別紙のとおり)
状況写真	(別紙のとおり)

第 号  
令和 年 月 日

林業事務所長 様

市町村長

令和 年度高知県山地災害防止事業費補助金交付申請書

高知県補助金交付規則第3条第1項及び高知県山地災害防止事業費補助金交付要綱第7条の規定により令和 年度高知県山地災害防止事業費補助金 円を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書 (別紙1のとおり)
- 2 収支予算書 (別紙2のとおり)
- 3 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

## 事業計画書

区 分	事業計画書の内容
市町村名	
施行箇所	郡 町 大字 字 市 村
工事概要	
本工事費	円
付帯工事費	円
計（工事費）	円
補助金	円
備考	

（注）設計書を添付してください。

## 収 支 予 算 書

## (1) 収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額			備 考
	県補助金	市町村負担金	計	
工事費				

## (2) 支 出

(単位：円)

区 分		予 算 額	備 考
工 事 費	本工事費等		
	計		

令和 年度 高知県山地災害防止事業(補助営)箇所別実施計画表

市町村名:

計画番号	大分類流域			支 流			事 業 名	山地災害防止		
箇 所	市 町			順 位						
令和 年度 計 画				※ 協 議 額			施 工 面 積	溪間安定面積 ha 山腹工事面積 ha		
工種種別	数 量	単 価	本工事費等	数 量	単 価	本工事費等	施工効果面積	ha		
		円	千円				※ 協 議 結 果			
							保 全 対 象			
							参 考 事 項			
							田	ha	溪床勾配	%
							畑	ha	地 質	
							その他農地	ha	成 因	
							住 家	戸	<small>保安林種及び指定年月日</small>	
小 計							公共建物		荒廃溪流長	m
							用水路		荒廃面積	ha
							県 道	m	集水面積	ha
							市町村道	m	区 分	
							林 道	m	年 災 害	
諸 経 費							鉄 道	m	山地災害危険地	
消 費 税							た め 池		都市及び集落	
相 当 額	%						発 電 施 設		新 継 別	
合 計							そ の 他		特殊立法区分	土
								<small>地すべり区域指定年月日</small>		—



第5号様式（第10条関係）

第 号  
令和 年 月 日

林業事務所長 様

市町村長

令和 年度高知県山地災害防止事業着手届

上記事業（第 号）は、令和 年 月 日から着手しました。  
なお、この事業は、請負に付したので、別紙のとおり請負契約書の写しを添付します。

第 号  
令和 年 月 日

林業事務所長 様

市町村長

令和 年度高知県山地災害防止事業費補助金  
変更（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は補助金変更決定）通知がありました標記補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県山地災害防止事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、実施について関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更理由 (別紙のとおり)
- 2 補助金交付申請額 金 円  
(今回増減額 金 円 )
- 3 事業変更計画書 (別紙1のとおり)
- 4 収支変更予算書 (別紙2のとおり)
- 5 変更後の事業完了予定年月日 令和 年 月 日

(注)「関係書類」は、補助金交付決定されたときの事業内容及び経費の配分並びに変更後の事業内容及び経費の配分を比較対照したものとします。

## 事業変更計画書

区 分	事 業 計 画 書 の 内 容
市 町 村 名	
施 行 箇 所	郡 町 大字 字 市 村
工 事 概 要	
本 工 事 費	円
付 帯 工 事 費	円
計 (工事費)	円
補 助 金	円
備 考	

(注) 1 設計書を添付してください。

2 変更箇所については、変更前（上段括弧書き）と変更後（下段裸書き）により変更前と変更後の内容を対比させてください。

## 収支変更予算書

## (1) 収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額			備 考
	県補助金	市町村負担金	計	
工事費				

## (2) 支 出

(単位：円)

区 分		予 算 額	備 考
工 事 費	本工事費等		
	計		

注) 変更箇所については、変更前（上段括弧書き）と変更後（下段裸書き）により変更前と変更後の内容を対比させてください。

第7号様式（第12条関係）

第 号  
令和 年 月 日

林業事務所長 様

市町村長

令和 年度高知県山地災害防止事業工事一時中止届

上記事業（第 号）は、下記理由により令和 年 月 日から令和 年 月 日まで一時中止します。

記

理 由

（注）関係書類の写しを添付してください。

第8号様式（第12条関係）

第 号  
令和 年 月 日

林業事務所長 様

市町村長

令和 年度高知県山地災害防止事業工期の延長届

上記事業（第 号）は、下記理由により工期を令和 年 月 日まで 日間  
延長しました。

記

理 由

（注）関係書類の写しを添付してください。

第9号様式（第12条関係）

第 号  
令和 年 月 日

林業事務所長 様

市町村長

令和 年度高知県山地災害防止事業再着手届

上記事業（第 号）は、令和 年 月 日から 再着手しました。

記

添付書類

（注）関係書類の写しを添付してください。

第 号  
令和 年 月 日

林業事務所長 様

市町村長

令和 年度高知県山地災害防止事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定 (又は補助金変更決定) 通知がありました事業について、高知県山地災害防止事業費補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記により金 円を概算交付されたく請求します。

記

内 訳

工事費	補助率	決定された 補助金額 A	前回までに 受領した補 助金額B	今回の補助 金請求額 C	A - (B + C)	備 考
	1/2以内	円	円	円	円	

第 号  
令和 年 月 日

林業事務所長 様

市町村長

令和 年度高知県山地災害防止事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は補助金  
変更決定）通知に基づき、下記のとおり事業を実施しましたので、高知県山地災害防止事  
業費補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績報告書 (別紙 1 のとおり)
- 2 収支精算書 (別紙 2 のとおり)
- 3 事業完了年月日 令和 年 月 日

(注) 関係書類の写しを添付してください。

- ・当該事業に関する各種契約書の写し（提出済みのものは、除きます。）
- ・当該事業の完成写真、検査調書又はそれに準ずるものの写し

## 事業実績報告書

区 分	
市 町 村 名	
施 行 箇 所	市 町 大字 字 群 村
工 事 概 要	
本 工 事 費	円
付 帯 工 事 費	円
計 (工事費)	円
補 助 金	円
備 考	

## 収 支 精 算 書

補助事業費 の精算額	補助金の額	備考
円	円	

## 内容

## (1) 歳入

科目	予算額	精算額	差引き		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
補助事業者負担金					
内 訳	市町村費				
	分担金				
	負担金				
	借入金				
	寄付金				
合計					

## (2) 歳出

科目	予算額	精算額	差引き		備考
			増	減	
工事請負費	円	円	円	円	
内 訳	本工事費				
	付帯工事費				
合計					

第 号  
令和 年 月 日

林業事務所長 様

市町村長

令和 年度山地災害防止事業費補助金  
繰越承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は補助金変更決定）通知がありました標記補助金について、下記 5 の理由により事業の繰越しを承認されたく高知県山地災害防止事業費補助金交付要綱第 15 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- |   |                |           |
|---|----------------|-----------|
| 1 | 事業の繰越しを必要とする金額 | 円         |
| 2 | 補助金額           | 円         |
| 3 | 事業繰越計画書        | 別紙 1 のとおり |
| 4 | 繰越収支予算書        | 別紙 2 のとおり |
| 5 | 繰越理由           |           |
| 6 | 繰越事業完了予定年月日    | 令和 年 月 日  |

## 事業繰越計画書

区 分	事業計画書内容		
市町村名			
施行箇所	郡 町 市 村	大字	字
工事概要			
	全 体	年 度 内	繰 越 し
本工事費	円	円	円
付帯工事費	円	円	円
計（工事費）	円	円	円
補助金	円	円	円
備 考			

## 繰越収支予算書

## (1) 収入

科目	予算額	年度内	繰越し	備考
県補助金	円	円	円	

## (2) 支出

科目	予算額	年度内	繰越し	備考
工事費	本工事費費	円	円	円
	計	円	円	円